

浦添市教育委員会会議録

平成29年度 第7回(臨時会)

- 1 日 時 平成30年3月30日(金) 10時00分～11時50分
- 場 所 浦添市役所 庁舎7階 702会議室
- 3 出席委員 教育長 嵩元 盛兼
委員 池田 博暁
委員 長田 隆子
委員 池間 生子
- 4 説明職員 教育部長:新垣 剛 指導部長:平良 亮 文化部長:山田 勉
教育総務課長:大城 博郎 学校教育課長:仲間 陽子
学校教育課指導監:宮里 晋 文化課長:松川 章
生涯学習振興課長:石坂 ひとみ こども青少年課長:東江 正作
学校給食調理場所長:安和 さゆり
- 5 傍聴人の有無 なし
- 6 会議録署名人 池田博暁委員、池間生子委員
- 7 議題
議案第47号 浦添市教育委員会の組織再編に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について(教育総務課)【原案通り承認】
議案第48号 浦添市教育委員会の組織再編に伴う関係規程の整理に関する訓令について(教育総務課)【原案通り承認】
議案第49号 浦添市まちづくり生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令について(生涯学習振興課)【原案通り承認】
議案第50号 浦添市立学校通学区域等審議会規則の全部改正について(教育総務課)【原案通り承認】
議案第51号 浦添市教育委員会教育相談員等設置規程の一部改正について(こども青少年課)【原案通り承認】
議案第52号 浦添市立学校管理規則の一部を改正する規則について(学校教育課)【原案通り承認】
議案第53号 浦添市学校教育臨床心理相談員設置規程の一部を改正する訓令について(学校教育課)【原案通り承認】
議案第54号 浦添市特別支援教育コーディネーター設置規程の一部を改正する訓令について(学校教育課)【一部修正して承認】
議案第55号 浦添市学校給食費補助金交付規程の制定について(学校給食調理場)【原案通り承認】
議案第56号 平成30年度浦添市教育委員会推進事業の策定について(教育総務課)【不承認】
議案第58号 浦添市文化芸術振興事業長期計画の策定について(文化課)【原案通り承認】
報告第6号 第四次浦添市まちづくり生涯学習推進基本計画の策定について(生涯学習振興課)
議案第57号 教育委員会職員の人事について(退職)(教育総務課)【原案通り承認】
指 名 教育長職務代理者の指名について

○教育長（嵩元 盛兼）

これから平成29年度第7回教育委員会臨時会を始めます。

胡宮委員より欠席の連絡がありましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条に基づき、要件を満たしておりますので、会議が成立することを報告申し上げます。

また、差しかえの資料がございます。臨時会資料の配付の際に報告第7号で取り扱う予定であった「浦添市文化芸術振興事業長期計画の策定について」ですが、文化課からの申し出により議案第58号として審議することとなりました。このことから、通知文、101ページ、102ページ、119ページを差しかえます。資料は既にお手元にお配りしておりますので、御確認をお願いします。

会議順に従って進めてまいります。会議録署名人の指名です。池田委員、池間委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。臨時会ですので、早速議事に移りたいと思います。

議案第47号 浦添市教育委員会の組織再編に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について、提案理由の説明をお願いします。

○教育部長（新垣 剛）

休憩をお願いします。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。説明をお願いします。教育部長。

○教育部長（新垣 剛）

議案第47号から49号の議案につきまして一括して御説明申し上げます。

提案理由としましては、平成30年度教育委員会の組織再編に伴い、関係教育委員会規則、規程を整理する必要があるためでございます。詳細は、教育総務課長より御説明申し上げます。

○教育総務課長（大城 博郎）

議案書の3ページから5ページをお開きください。教育委員会規則改正の新旧表、17ページから32ページの新旧表、そして37ページから40ページが浦添市まちづくり生涯学習推進本部設置規程の新旧表となっております。

改正内容は主に組織再編に伴う課名変更となっております。ほかは、平成30年度から新たな事務分掌を加えたもの、また一部字句の修正等がございます。簡単ではありますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（嵩元 盛兼）

それでは、ただいま提案理由の説明がございました。御質問や御意見はございませんでしょうか。

○教育委員（長田 隆子）

休憩をお願いしていいですか。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。議案について御質問などございませんでしょうか。いかがですか。よろしいでしょうか。

説明は一括していただきましたけれども、承認は個別にいただきたいと思いますので、まず議案第47号を

原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(は い)

○教育長 (嵩元 盛兼)

ありがとうございます。それでは、議案第47号を原案どおり承認します。

議案第48号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(は い)

○教育長 (嵩元 盛兼)

ありがとうございます。それでは、議案第48号を原案どおり承認します。

議案第49号について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

○教育委員 (長田 隆子)

ちょっと待ってください。議案第48号に関して確認したいことがあります。

事務決裁規程の新旧対照表の中の18ページに、生涯学習振興課の課別決裁事項は、教育総務課の決裁事項ということで、社会教育施設に関することの施設計画等が出てきていますね、教育部総務課のほうに。もう一つ、今度は、文化スポーツ推進課に関する課別決裁事項の中に、文化課に関する課別決裁事項が一部ついていますよね。この中で、文化施設に関する1番目、文化施設に関することの施設計画も入ってきていますが、この文化施設はどこを指しますか。図書館・美術館は、以前文化部にいたので、これを全部総じて文化施設として捉えて、そこに文化施設に関することの施設計画は入ってきているのですが、今回総務課に入ってきた社会教育施設に関することの施設計画の中に、本来なら図書館・美術館は社会教育施設なのです。それが教育部に入ってきたので、本当はこの時期に、社会教育施設に整理して、ここで言う文化施設というのはだこホールということを考えているんですよね。ということで、表は別にこれが美術館だよ、図書館だよという表記はないので、皆さんのその辺の認識を確かめたいと思いました。

○教育総務課長 (大城 博郎)

この部分は、長田委員のおっしゃるとおり、先に部と課の部分だけをやっているのですが、施設のほうまでまだ落とし込んでいないので、これについては文化施設と社会教育施設というのを、もう一度確認してやっていきたいと思いますので、恐らくおっしゃるように、文化施設の中に一部入っていた部分が、社会教育施設の部分に入ってくるものも出てくるかと思うのですが、この規程上といえますか、これでは、はっきりとしたことはやっていなくて、ただの大きい枠組みなので、内容については再度詳細を詰めていきたいと思っています。

○教育委員 (長田 隆子)

今後、やはり仕事をする上でその辺を明確にしておかないと、例えばこれから美術館の改築やら、図書館の改築の話が来たときに、これはどこがやるのかといった場合に、やはりその辺で事務局がしっかりと、これは教育総務課、社会教育関連教育施設だよということで仕事を進めないとなったらちょっとおかしくなる。今まで文化部にあったという関連で、私はそれが非常に異様に感じているのです。本来なら生涯学習課が主務課で、その先にある教育機関という位置づけで図書館も美術館もあるはずですが、文化部と部も離れていたもので、ちょっとおかしいかなと感じていたところで、今回機構改革で教育部にきたので、おっしゃるとおり、社会教育施設の中に、今後もしかしたら図書館も美術館も含むという形で、皆さんが認識仕事をしていただける

という方向になればいいかと思っています。以上です。

○教育長（嵩元 盛兼）

議案第48号は先ほど原案どおり承認いただきましたので、今のは確認事項ということです。

それでは、議案第49号について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。それでは、議案第49号を原案どおり承認します。

次の議案に移ります。議案第50号 浦添市立学校通学区域等審議会規則の全部改正について、提案理由の説明をお願いします。

○教育部長（新垣 剛）

それでは、議案第50号 浦添市立学校通学区域等審議会規則の全部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由としまして、浦添市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、浦添市立学校通学区域等審議会規則を改正する必要があるためでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

○教育総務課長（大城 博郎）

それでは、本規則の改正内容について御説明申し上げます。

平成30年3月招集の第184回浦添市議会定例会へ議案提出されました浦添市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例が承認されたことに伴い、現在設置しております浦添市立学校通学区域等審議会が、平成30年4月から浦添市立学校適正規模等審議会へ改められることになります。それに伴い、審議会の運営に関する規則も設置の趣旨にあわせて改正するものでございます。

議案書の42ページをごらんください。現行の浦添市立学校通学区域等審議会規則との主な変更内容を御説明いたします。第2条の「所掌事務」として、現行の通学区域等審議会においては「通学区域」や「学校選択制」に関することとしていたものを、適正規模、適正配置等と規定しました。第4条の「任期」につきましては、通学区域等審議会では「1年以内」であったものを「2年以内」としたこと。第6条（会議）第3項について、議事の議決について「出席委員の過半数で決する」としていたものを「原則として全会一致で決する」としたこと。第8条について、担当課を「学校教育課」から「学校総務課」としたこと。以上が主な改正内容となっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（嵩元 盛兼）

ただいま説明がありましたが、御質問や御意見はございませんか。いかがでしょうか。

特に御質問等がなければ、議案第50号について原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。それでは、議案第50号を原案のとおり承認します。

次の議案に移ります。議案第51号 浦添市教育委員会教育相談員等設置規程の一部改正について、提案理由の説明をお願いします。

○指導部長（平良 亮）

おはようございます。それでは44ページをお開きください。議案第51号 浦添市教育委員会教育相談員等設置規程の一部改正について、御説明申し上げます。

提案理由としましては、教育相談員の勤務形態の見直しに伴い、浦添市教育委員会教育相談員等の設置規程の一部を改正する必要があるためでございます。なお、詳細につきましては、こども青少年課長より御説明を申し上げます。

○こども青少年課長（東江 正作）

それでは45ページをお願いいたします。浦添市教育委員会教育相談員等設置規程の一部を改正する訓令ということで、第4条第1項中「25歳未満の者で」を削り、第9条第1項中「教育相談員及び」を削り、同条第2項中「臨床心理相談員及び自立支援員」を「教育相談員、臨床心理相談員及び自立支援員」に改めるということの一部改正となっております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育長（嵩元 盛兼）

ただいま説明がありましたが、御質問や御意見はございませんでしょうか。

特に御意見等がなければ、議案第51号について原案どおり承認してよろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。それでは、議案第51号を原案のとおり承認します。

次の議案に移ります。議案第52号 浦添市立学校管理規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をお願いします。

○指導部長（平良 亮）

それでは47ページをお開きください。議案第52号 浦添市立学校管理規則の一部を改正する規則について、承認を求めることについての御説明を申し上げます。

学校教育施行規則の一部改正に伴う文言の改正及びこれまでの他法の改正に伴う書式等の整備を行う必要があります。以上が提案の理由でございます。詳細につきましては、学校教育課指導監より説明いたします。

○学校教育課指導監（宮里 晋）

それでは、浦添市立学校管理規則の一部を改正する規則について、御説明申し上げます。

資料60ページの新旧対照表をごらんください。浦添市立学校管理規則の第7条の改正につきましては、2学期制から3学期制へ変更する際に「秋季休業日、10月の第2月曜日の直前の金曜日から、10月の第2月曜日の直後の火曜日まで」の条文の削除を、平成27年12月の定例教育委員会において承認をいただきました。その削除に伴い、号のずれが生じたため「第10号」を「第9号」へ改正する必要がありましたが、漏れておりましたので、今回の改正となります。続いて、第21条第1項第3号につきましては、条文整備による文言改正であります。続いて、同条第12項につきましては、栄養職員の職務の条文を追加するものであります。本来であれば、第20条第2項の一部改正が、平成20年3月の教育委員会で承認されました際に、同時に追加すべき内容でありましたが、こちらも漏れが確認できましたので、速やかに改正を行いたいと思います。同条第13項につきましては、事務長の職務として「事務を統括しその事務をつかさどる」から「事務を統括する」の改正であります。事務職員が積極的に校務運営に参画することや、事務体制を強化するためでありま

す。

次に様式の改正でございます。小学校は主に教科としては、特別の教科、道徳、そして外国語、教科外としては外国語活動に伴うものであります。教科としての外国語については、平成32年度の新しい学習指導要領全面実施を見通して、項目を盛り込んでおります。小中学校の要綱の内容では、特別活動を県の提出様式にあわせて学級活動に変更し、総合的な学習の時間の項目がこれまでありませんでしたので、追加いたしました。以上でございます。

○教育委員（池間 生子）

休憩していいですか。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。議案第52号につきまして、御意見ございませんでしょうか。

それでは、議案第52号について原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。それでは、議案第52号を原案のとおり承認します。

次の議案に移ります。議案第53号 浦添市学校教育臨床心理相談員設置規程の一部を改正する訓令について、提案理由の説明をお願いします。

○指導部長（平良 亮）

それでは61ページをお開きください。議案第53号 浦添市学校教育臨床心理相談員設置規程の一部を改正する訓令についての御説明を申し上げます。

平成30年度より特別支援教育を幼稚園へ拡充するため、特別支援教育の体制を整備し、臨床心理相談員の報酬を改定したことに伴い、浦添市学校教育臨床心理相談員設置規程の一部を改正する必要があります。以上が提案の理由でございます。詳細につきましては、学校教育課長より説明をいたします。

○学校教育課長（仲間 陽子）

63ページをお願いいたします。新旧対照表で御説明いたします。

まず表題の改正でございます。「浦添市学校教育臨床心理相談員設置規程」を「浦添市特別支援臨床心理相談員設置規程」へ改正いたします。改正の理由としましては、特別支援教育に特化した臨床心理士を採用するためでございます。第1条の「浦添市学校教育臨床心理相談員」を、表題のとおり「特別支援臨床心理相談員」に改正をします。「浦添市」は、ほかの規程とあわせまして削除をしております。第4条では年齢制限を撤廃し、委嘱の条件を整えました。第5条では表題とあわせまして「嘱託員」を「相談員」に改めてございます。64ページをお願いいたします。第7条の報酬及び費用弁償の支給につきましては、1項に「以下条例を」という文言を追加し、2項に月額報酬の金額、2年目以降の金額について改正しております。雇用の継続を目的に、年数を重ねるごとに加算としております。条例において、上限額を30万円としております。以上でございます。審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（嵩元 盛兼）

ただいま説明がありましたけれども、御質問や御意見はありますか。

○教育委員（長田 隆子）

休憩をお願いします。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩をお願いします。

再開します。説明につきまして、御質問や御意見はございませんでしょうか。

それでは、議案第53号を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。議案第53号は原案のとおり承認します。

次の議案に移ります。議案第54号 浦添市特別支援教育コーディネーター設置規程の一部を改正する訓令について、提案理由の説明をお願いします。

○指導部長（平良 亮）

65ページをお開きください。議案第54号 浦添市特別支援教育コーディネーター設置規程の一部を改正する訓令についての御説明を申し上げます。

平成30年度より特別支援教育を幼稚園へ拡充するため、特別支援教育の体制を整備し、コーディネーターの報酬を改定したことに伴い、浦添市特別支援教育コーディネーター設置規程の一部を改正する必要があります。以上が提案理由でございます。詳細につきましては、学校教育課長より説明を行います。

○学校教育課長（仲間 陽子）

68ページをお願いします。新旧対照表で御説明いたします。

第4条委嘱につきましては、文言の調整と第2号の「市内又は近郊の市町村に居住しているもの」を削除し、並べかえを行いました。第5条任期につきましては、年度途中で切れることがないように改正をしております。69ページをお願いいたします。第7条報酬及び費用弁償の支給は、市の方針に基づき文言について改正をしております。第8条勤務条件は、これまでの勤務条件を週30時間、一日の勤務時間を8時間と改正しております。月額報酬につきましては、条例において20万円に増額での改正を行ってございます。第9条辞職予告は30日前に申し出ができなかった事案に対応するために改正を行っております。第10条雑則につきましては「教育委員会が」の追加を行っております。以上でございます。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育長（嵩元 盛兼）

ただいま説明がありました。御質問等ございますでしょうか。

○学校教育課長（仲間 陽子）

休憩をお願いします。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。修正の部分について諮ります。67ページの第4条第2項のただし書き以降に「年度中途に継続する機関」の「機関」という字が間違えておりますので、これを、期日を意味する「期間」に修正したいと思います。もう一つ、その次の68ページの新旧対照表改正後の第5条、同じ説明文について「機関」とい

う誤字がありますので「期間」に修正をしたいと思えますけれども、その件について、御了解いただけますでしょうか。

(は い)

○教育長 (嵩元 盛兼)

ありがとうございます。文字については修正をいたします。

それでは、議案第54号につきましては、文字訂正2カ所を含めて、承認してよろしいでしょうか。

(は い)

○教育長 (嵩元 盛兼)

ありがとうございます。

それでは、議案第54号につきましては、誤字の訂正含めて承認されました。

次の議案に移ります。議案第55号 浦添市学校給食費補助金交付規程の制定について、提案理由の説明をお願いします。

○指導部長 (平良 亮)

それでは71ページをお開きください。議案第55号 浦添市学校給食費補助金交付規程の制定について、御説明をいたします。

提案理由といたしまして、平成30年度から浦添市学校給食費補助金交付事業が全額補助へと拡充されることから、新たに規程を制定する必要があるためでございます。浦添市学校給食費補助金は、児童生徒の保護者の経済的負担を軽減することで、安心して子育てができる環境整備を図るため、保護者が負担すべき学校給食費について補助金を交付する事業でございます。詳細につきましては、調理場所長より説明を行います。

○調理場所長 (安和 さゆり)

では詳細について御説明いたします。平成28年度から平成29年度までは、浦添市学校給食費補助金交付要綱及び交付要領に基づき、補助金交付事業を実施しておりました。今回、全額補助へ拡充し改定することに伴い、新たに交付要綱と要領の2つを1つにまとめて、交付規程を制定いたしました。

72ページをお開きください。初めに、第1条は目的、第2条は保護者の合計所得金額の定義を規定しております。次に第3条の補助対象者でございます。補助対象者は、市内に住所を有するもので、浦添市立学校に在籍する児童生徒の保護者で、前年の合計所得金額が180万円以下の保護者となっております。続きまして第4条の補助金額は、保護者が負担すべき当該年度の学校給食費の額と規定しており、平成30年度から全額補助となります。73ページをお開きください。第5条から第8条までは、交付申請から補助金確定及び交付までを規定しております。第9条は認定取り消しを規定しております。74ページをお開きください。第10条は字句の読みかえを規定しており、100万円以上の場合においては教育長を市長と、浦添市教育委員会教育長は、浦添市長と読みかえとなっております。第11条は浦添市学校給食費補助金の交付に関し、必要な事項は別に定めることと規定しております。告示の施行日は平成30年4月1日となっております。

75ページをお開きください。様式1号は、保護者からの申請書兼委任状でございます。76ページをお開きください。様式2号は、学校長が教育長に提出する交付申請書でございます。続いて77ページは、交付申請書に添付する別紙で、申請者一覧表でございます。78ページをお開きください。様式3号は、実績報告でございます。続いて79ページは、実績報告書に添付する別紙1内訳書でございます。80ページも同じく添付す

る別紙2 交付決定者一覧表でございます。以上が規程の内容でございます。

○教育長（嵩元 盛兼）

ただいま説明がありましたが、御質問や御意見はございませんでしょうか。

それでは、議案第55号を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。それでは、議案第55号を原案のとおり承認します。

次の議案に移ります。議案第56号 平成30年度浦添市教育委員会推進事業の策定について、提案理由の説明をお願いします。

○教育部長（新垣 剛）

では、お手元の議案資料81ページをお開きください。議案第56号 平成30年度教育委員会推進事業の策定について、御説明申し上げます。本議案は、浦添市教育委員会事務委任等に関する規則第2条第1号「教育行政の運営に関する基本方針及び計画の決定に関すること」として提案するものでございます。

本事業の策定をもちまして、平成30年度の事業を実施してまいりたいと思います。事業の主な内容につきましては、教育総務課長より説明させていただきます。

○教育総務課長（大城 博郎）

それでは、平成30年度の教育委員会推進事業について御説明申し上げます。まず、推進事業の構成についてですが、82ページから86ページまでは、教育委員会の組織体系ごとに事業の総括的説明となっており、87ページ以降が、本市総合計画の政策体系ごとの事業の詳細説明となっております。

平成30年度の新規事業について御説明申し上げます。89ページをごらんください。下のほうに新規事業欄がございます。総合計画の施策、生きる力を育む学校教育等の充実として、平成30年度の新規事業は、（1）コンベア式食缶洗浄機購入事業、（2）学校給食各種厨房備品購入事業となっております。平成30年度は、この2件の新規事業以外につきましては、おおむね昨年度からの継続事業を実施する予定となっております。以上が、平成30年度教育委員会推進事業となっております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（嵩元 盛兼）

ただいま説明がありましたが、御質問や御意見はございませんでしょうか。

○教育委員（池間 生子）

それでは89ページで、基本的な視点の部分から少し質問させていただきます。（2）基礎学力の確実な定着のための授業改善及び補習指導の実施という項目があるのですが、基本的な視点として補習指導の実施ということを出していくということについてのお考えを、少しお聞かせ願えますか。

○学校教育課指導監（宮里 晋）

（2）については、まず授業改善ということでは、先生方が日々の授業を子供たちにわかりやすくなるよう授業を改善していくということと、その定着を目指して、補習という形でどこかで子供たちに、定着するための時間をきちんと各学校で確保してくださいということで捉えているところです。以上です。

○教育委員（池間 生子）

定着のためのというお話しなのですが、補習指導ということに、コメントを入れるということは、授業以

外に時間をとってくださいという内容になるかと思うんです。それで、働き方改革、それから学校業務をできるだけ速やかに済ませて帰宅を促している教育委員会の方針等に合わせると、補習指導をぜひやってくださいというコメントに捉えられるのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○学校教育課指導監（宮里 晋）

補習指導といっても、先生方の働き方改革に基づいて進めていこうと考えております。なので、毎日ということ、期間であるとか、時間であるとか、回数であるということについても、各学校の子供たちの実態に合わせて取り組んでいただきたいということで、教育委員会としては考えております。ただ、定着する時間はやはり必要であろうということで、ある程度、各学校の状況に合わせてやってもらいたいと考えているところであります。以上です。

○教育委員（池間 生子）

授業改善及び定着を図るという、何と申しますか、補習指導というコメントが非常に気になるのです。補習指導というのは、教育委員会のほうで打ち出していくと、やはり補習指導をきちんととってくださいというコメントにもなるかと思うので、この部分については慎重に説明等、ないしは学校独自の状況に合わせたというあたりのコメントが必要になるのだらうということがあって、気になったの質問です。

○学校教育課指導監（宮里 晋）

教育委員会としても、校長連絡協議会また学力向上推進の担当教師等の研修において、このあたりはきちんと説明をして、働き方改革とのかかわり、子供たちの学習面とのかかわりを説明していきたいと考えております。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。今の補習指導の実施について、宮里指導監からありましたけれども、池間委員、いかがでしょうか。注意して取り組んでほしいという意味です。

○教育委員（池間 生子）

こだわっているのは、補習指導の実施というところで、学校のほうではぜひやってくださいという受けとめになる文言になっているのではないかということです。これが1点です。それから、基本的な視点の中の、もう1点お伺いしたいと思うのは（3）の「学習指導の工夫、改善と小中の学びの連携」という、「小中の学びの連携」というコメントと、それから（9）の「英語教育における小中連携の推進」というものの、言葉の使い方の大きな違いは何なのかということで、少しコメントをいただけたらと思います。

○学校教育課指導監（宮里 晋）

休憩をお願いします。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。ただいまの説明に、ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

○教育委員（池田 博暁）

幼児教育について、今まさに浦添市の幼児教育も変わろうとしているときに、従来と変わらない事業をやっているのかという部分が1つあります。例えば、皆さんも御存じのように、平成30年度から、日曜

日には公私連携の認定こども園が開校式をしていくという、今までにない大きな変化、それが継続的に、計画的に、認定こども園に変わっていく、もちろん給食が始まっていくという状況の中で、学校教育課がそこを視点にしないで、その部分を意識しないで、幼児教育を進めていいのかというのが、まず私は非常に違和感を覚えるのです。もちろんこういう視点的なものであるとか、継続事業の取り組みというのはわからないわけではない、必要な部分だけれども、でもその中でも、これから変わろうとする部分に関して、なぜやるべき事柄が出てこないのかと。その準備をする必要があるのではないかとずっと考えている。変わろうとすることに対する学校教育課の取り組みというのがあらず。なのに、そういう部分が基本的に表現されていないのではないかと、今思っています。

だからそういう意味からしても、学校教育課の取り組みにしてもそうだけれども、今、本当に先生方の働き方改革もそうだし、幼小、小中、そういう一貫の取り組みを充実しなければならないという、そういう中で、どこでそこら辺が、いわゆる教育の中身として、またはカリキュラムの編成の仕方として表現されているのかという部分もあるし、また主体的で、多様的で、深い学びというのを指導監はずっとスタイルとして、学校現場の中に浸透させてきて、成果もあらわれてきている部分だけれども、そういったことが基本的な視点の中で明確に見えるような表現の仕方をすべきではないかという部分も、もちろん大きく解釈をすればどこにでも入ることではあるけれども、むしろ明らかに、誰が読んでもそうだとわかるような表現の仕方をすべきだという部分が、同時に、先ほど申し上げたように、教職員の働き方改革についても、今まさに学校も、国を挙げて、先生方の働き方改革をしていこうと、先生方が疲弊していく中で、そこを何とかしないといけないのではないか。そして子供たちと向き合う時間を確保しなければならないのではないかと問われているときに、その部分が、むしろ前面に出して、浦添市ではこういうように先生方の働き方改革を進めていくのだということを打ち出していく必要があるのではないかと思います。それは、もちろん細かい44項目のどこかには入っているかもしれないけれども、それはそうではなくて、やはり浦添市が本年度特に力を入れていく部分の中で、表現をしていくということがとても大事な事なのではないかと思っています。

ですから、網羅的に書き込んでいくというのも项目的には必要かもしれないけれども、集中と重点という感じで、ある意味、本年度浦添市がしっかりとやっていくものの中に、それを位置づけていく、そういうことも必要だし、道徳においても、道徳教育及び人権教育の充実と表現すれば、それは解釈すればいかにようにでもできるけれども、今まさに教科書問題を乗り越えて、これから道徳教育を実施しようとするときに、この表現で本当にいいのかと。もっと表現の仕方があるのではないかと。

I C T教育の充実と言っているけれども、これもずっとI C T教育の充実で通ってきているけれども、さらに進んでいるのではないかと。さらに進んでいるとすれば、I C T教育の、今取り組んでいる段階での表現の仕方とすれば、それはどういうことになるのか。億単位の金をかけて研究所が取り組んでいる、それは決して軽くはない取り組みなのではないか。そう考えたときに、もっとI C T教育の充実という部分に関して、それを使って私たちは子供たちに何を指導しようとしているのかという部分まで、キーワードとして表現する、書き込む必要がないのかどうかということをいろいろ考えると、もう少し浦添市の現状を反映したような、個性的な表現の仕方を、重点的な表現の仕方をやっていく必要があるのではないかとというのが、私の考えです。以上です。

○教育委員（池間 生子）

今のものに少し関連しながら、これをしっかり持っていくということと、それからやはり文科省が出している、部活に関する週2日のお休みとか、1日に2時間をできるだけ超えないようにという、文科省はこうやって具体的に数字を出してくるということは、部活についてのいろいろな課題を踏まえた上での文言だと思います。ですから、必ずそのとおりということではなくても、浦添市として、学校の教育の中にはないのですが、その部活の取り組みとか、中学校での部活の取り組み、今度、ハンドボールが全国優勝というのが、きのう出ていましたけれども、そういう部活のあり方についても、きちんと教育委員会のほうで出していただけると、学校としての取り組みももっと自信を持って、保護者にも、それから子供たちにも、そして与えられた時間でどれだけ集中するかというあたりの教育にもつながるということを考えると、やはりもう1回基本的な視点ということについては、具体的などころまで話し合いをして、文言にしていくという作業が必要かと思います。以上です。

○教育委員（長田 隆子）

私のほうからは、生涯学習の推進について、今回、補助執行は外れて、市長部局のほうにこれに移るということで、この文言が一切なくなっているのですが、この社会教育の成果として、生涯学習のまちづくりというのは重要なことなので、ここに一切、この生涯学習推進の言葉がなくなっているのです、去年はあったけれども、その辺が気になるので、ちょっと見直してほしいのと、あと、浦添市教育委員会推進事業を見ると、非常に事細かにあるんです。これってまた浦添市の教育にも載っていて、その後ろに各部課の取り組みが載っているのです。これが非常に重複している部分が多いので、推進事業そのものを、全部載せるのではなくて、例えば重要推進事業とか、重点推進事業とか、何かそういうタイトルにして、もう少し、特に重要なものだけを取り上げるとか、それでこれは教育大綱も踏まえているのか、教育大綱はどう影響するのか、この辺もじっくり、今回つくり直してもらったほうがいいかと思うのですが、従来のをそのまま推進事業を直していない中身を単純に直していくのではなくて、やはりせつかく教育大綱というのができて、これとどうなっているのかが見えなかったりするので、浦添市の教育課のページ削減にもつながるかだと思いますので、印刷費は大変です、その辺も少し検討を要する必要があるかと思いますが、時間をかけて。ただやはり、今年度の推進事業なので、早目に、少なくとも4月中には仕上げていただければと思います。

○教育委員（池田 博暁）

もう一つ大事なことがあるのですが、教育行政と一般行政の調和ということで、教育基本法の第17条第1項は、教育振興基本計画となっているけれども、実は、市長が第四次浦添市総合計画を一般行政部局に、一般行政の部分をつくるときには、実は第17条第1項を参酌して、教育学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるという部分がひとつあって、もちろんこの大綱というのは総合教育会議の大綱でもあるけれども、ただ、私たちは逆に今、大綱を定めたときは第四次浦添市総合計画を参酌しているというところなのです。逆なのかと。だから、第17条第1項を早目に作成することが望ましいのではないかとずっと言ってきたけれども、ぜひそこら辺も含めていけば、多分こういう問題は解決していくかと私は思っているのですが、ですから、いずれにしても、先ほど委員の先生方がおっしゃっておられるように、浦添市の個性をどう表現するのかという部分も、もちろん国や県の施策を参酌しながらも、なおかつ浦添市の現状を踏まえた上で表現するとすれば、どういう表現の仕方になるのか、どういう取り組みになるのかという部分を明確にしていく必要があるのではないかと思います。できたら、やはり毎年同じような内容で書いているとい

うことは、実は余り今を反映していないと言われても仕方がないのではないかと思いますので、ぜひ、やはり時代はどんどん変わって行って、これから、子供たちに求められていく教育課題もどんどん変わっていくので、やはりそこら辺を見据えながら、私たちが今学校で取り組まなければならないこと、市民に対して、何かやらなければならない事柄というのがあるはずという部分を、もう一度思い直しながら、考えてみたらどうかと思っています。以上です。

○教育総務課長（大城 博郎）

休憩をお願いします。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。いろいろと意見も出ておりますけれども、この事業についての承認について、承認してほしいでしょうか。

○教育委員（池田 博暁）

やはりもう少し整理をしましょう。そして、浦添市の教育にふさわしい形で表現するというので、一旦持ち帰っていただいて、先生方でしたら十分理解されていると思います。もう一度検討してもらって再提出という形にしていいただければと思います。

○教育長（嵩元 盛兼）

池田委員から今意見がありました。ではもう一度修正して、改善して提出いただくということで、この案は不承認ということで、再度急ぎ修正して出していただくようお願いしたいと思います。

続きまして、議案第58号 浦添市文化芸術振興事業長期計画の策定について、説明をお願いします。

○文化部長（山田 勉）

議案第58号 浦添市文化芸術振興事業長期計画の策定について、提案理由を申し上げます。

次年度、平成30年度から10年間の期間を要する、浦添市文化芸術振興事業の長期計画を推進していくために、この計画を策定する必要があります。これが提案理由でございます。なお、詳細につきましては、文化課長及び担当職員をして、説明を差し上げたいと存じます。よろしく御審議をお願いいたします。

○文化課長（松川 章）

この長期計画の資料の102ページから掲載してございます。この浦添市文化芸術振興事業長期計画につきましては、当初平成18年度から平成27年度の期間で当時策定をし、実施してまいりました。このほうは、平成18年度から平成22年度までは、浦添市第三次総合計画に合わせた事業で、平成23年度から平成27年度は、第四次浦添市総合計画の前期計画に基づいて事業を実施してきました。そのほうで実は、本来ですと平成27年度に新たな計画を策定する予定でしたが、組織機構の再編の検討もあり、先延ばししてまいりました。今回、第四次浦添市総合計画後期基本計画にある文化振興の施策、誇りと愛着の持てる市民の文化芸術の創造を実現するため、基本方針として浦添市らしい特色ある事業の展開、また浦添市の文化芸術を担う次世代の育成と世代間交流、3つ目に、市民参画による文化芸術の振興として、事業の方向性として、1つはつなげる、この文化芸術のふれあいと継承事業です。2つ目は育む、文化芸術の創造と育成事業。3つ目に、文化団体を含めて支えるということで、文化芸術の支援と連携事業を中心として作成しました。この事業につきましては、平成30年度を初年度とし、平成39年度までの長期計画でございますけれども、5年目の平成

34年度に事業について点検、見直しをした上で、残りの平成35年度から平成39年度にかけていくということでございます。御審議をいただき御承認くださるようお願い申し上げます。以上でございます。

○教育委員（池田 博暁）

きのうの学習会でも十分丁寧な説明をいただいて理解したつもりでいるのですが、そのときも申し上げたのですが、この10年間という期間の中で、文化部が10年間の長期計画をつくる必要が、どうしても10年間必要だったという、ある意味、10年は長過ぎないのかという、その中で5年、5年の見直しをしていくということだと思うのですが、5年にして3年で見直すということも、もしかしたらあるかと思ったりするのですが、10年として、それを充実していくというものを、再度説明していただければと思います。

○文化課長（松川 章）

通常の事業であれば5年間継続していくことと、もう一つは、今回我々がやっています尚寧王というミュージカル、助成金事業で3年間ずっとやってきています。ところが、3年間育てていって、次また継続したいということからすると、ひとつ、見守る事業については長期で見る必要がある。これにつきましては、現在、浦添市こども文化連盟の太陽樹という団体がございます。その中にゆいゆいキッズシアターという団体があって、彼らが今やっている君とつながる虹色、ミュージカルについても、現在も自主事業としてやっている部分があります。それは教育委員会の支援もあるのですが、彼らも支えながら今回来ているので、大きな視点としては5年を一つのめどとしてやっています。ところがその先もあるので、5年間やってきた上で、5年後に1回点検した上で、次どうしますかということなので、どうしても長期に、演劇も音楽も、どうしても小中高生、常にいる部分と、子供たちが通った部分が、将来指導者として帰ってきます。この部分を考えると、ひとつ5年というスパンを持っておいて、なおかつ、その5年間で見直すのか、継続していくのかという部分からすると、大きな計画としては10年。これは長期計画、市の総合計画も10年単位、きのうも御意見をいただきましたけれども、もともと平成27年度に見直すというのは、第四次の後期の基本計画の時期になっていました。そうすると、基本的には総合計画を基本とした振興事業なので、ひとつ10年単位としてやっていくと、次、本来総合計画の見直しが入ったときに、中身の政策が変わってくるので、本当はそれに合わせて見直したほうがいいかと思えますけれども、今回のその10年というのは、ひとつ長いスパンを考えて演劇、音楽を育成していくにはどうしても必要だと考えます。

○教育委員（池田 博暁）

やはり文化財を扱っている人は息が長いのかな。発掘調査をしていると、何千年前の遺物を発掘していくという話の中で、時代の流れが急速にあって、今は目先のことも、あしたはどうなっているのかよくわからないというような、目覚ましい時代の進展の中で、10年をめどに、そしてその中でそれに耐えられる計画をつくっていかうとすることだから、振興事業として今の説明はなかなかいいかと思ったりするのですが、でもやはり5年5年のしっかりとしたPDCAの回転のサイクルをしっかり踏まえてやっていくことが、浦添市の文化の振興事業、これはとても大事なことだと思っていて、やはり子供たちの感性を育てるとはどのようなことなのかというのがあるのです。僕は今からの教育は、むしろ感性をはぐくむ教育というのがすごく大事なのだらうと思っている。AIがこれから2030年には、今の仕事の大半に変わっていくのではないかと。2045年には、人間の知能を超えるAIができていくのではないと言われるときに、AIで賄えないものは何なのだろうといったときに、やはりそこら辺は感性なのだろうと思います。だから、これからの教育

の中で特に大事にしなければならない文化振興事業、芸術事業というものを、浦添市の子供たちには、やはり長期的にやっていく。しっかりと心の部分で育てていくというのは大事なのだと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。以上です。

○教育長（嵩元 盛兼）

ほかに御意見ございますでしょうか。それでは、議案第58号につきまして、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。それでは、議案第58号を原案のとおり承認します。

次の議案に移ります。報告第6号 第四次浦添市まちづくり生涯学習推進基本計画の策定について、提案理由の説明をお願いします。

○教育部長（新垣 剛）

報告第6号 第四次浦添市まちづくり生涯学習推進基本計画の策定についての報告でございますが、詳細については、生涯学習振興課長から説明をさせていただきます。

○生涯学習振興課長（石坂 ひとみ）

このたび、平成29年度において、第四次まちづくり生涯学習推進基本計画の策定が整いました。ここに御報告を申し上げます。

この計画は、浦添市総合計画を上位計画として、行政と市民がまちづくりと人づくりを進めていくための計画書となっております。その位置づけのもと策定されております。平成30年度を初年度として、平成34年度を目標年度とする5年間の計画でございます。

報告に当たり、まず本計画の内容と第四次の特徴について御説明を申し上げます。説明資料は100ページになります。どうぞご覧ください。お開きください。本市では、平成13年に第一次計画が策定され、第二次、第三次とその基本理念を引き継ぐものでございました。この理念については3つございます。左側の中ごろをご覧ください。市民一人一人の自己実現ができるまちづくり、市民一人一人が学びを連携し生かすまちづくり、市民が共生できるまちづくり、その3本を基本理念としております。この計画をつくるに当たって、第三次の全体評価の見直しを行いましたところ、学習機会や学習内容の充実といった学びの提供については、おおむね計画どおりに進められていると評価をいただきました。しかしながら、そこから発展していくまちづくり、ネットワークの部分が弱いという指摘、また庁内における推進体制の充実強化、学校、地域、各種団体との協力体制づくりを推し進めている仕組みづくりというのが課題として浮き彫りになってございました。また今回、第四次総合計画、第四次浦添市総合計画、平成23年以降においての特徴の中で、まちづくり生涯学習と協働の両方の考え方が結びつけられておりまして、今日まで本市におけるまちづくりに生かされていた経緯を視点に取り入れまして、今回第四次では、目標、取り組み方針を大きく2つに分けてございます。こちらは、表の右側の上と2番目になります。まず1つに、まちづくり協働による共生・循環型社会の実現、教育・協働による豊かな学習社会の実現、そのもとに具体的取り組みとして、個別の方向性をあらわす計画を盛り込んでおります。今後5年間、この計画に基づくアクションプランとなるまちづくり協働計画、社会教育計画、いずれも仮称ではございますが、この整備を行い、まちづくり生涯学習推進に

努めてまいりたいと思います。以上、報告といたします。

○教育長（嵩元 盛兼）

ただいま説明がありましたが、御質問や御意見はございませんでしょうか。

特に御質問もないようなので、報告第6号については以上とします。次の議案ですけれども、議案第57号は人事案件ですので、秘密会としたいのですが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。それでは、承認がありましたので、議案第57号は秘密会とします。では、議案第57号 教育委員会職員の人事について、提案理由の説明をお願いします。

○教育部長（新垣 剛）

○教育長（嵩元 盛兼）

○教育委員（池田 博暁）

○教育長（嵩元 盛兼）

議案第57号につきまして、御意見はございませんでしょうか。それでは、議案第57号を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。それでは、議案第57号を原案のとおり承認します。

続きまして、教育長職務代理者の指名について、説明をお願いします。

○教育部長（新垣 剛）

新たな教育長職務代理者の指名について御説明申し上げます。

教育長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が指名する委員がその職務を行うとされております。なお、この規定に基づき指名された教育長職務代理者が行う職務のうち、教育長職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、同法第25条第4項に基づき、その職務をさらに教育委員会事務局職員に委任することも可能とされております。説明は以上でございます。

○教育長（嵩元 盛兼）

それでは、事務局より説明がありました教育長職務代理者の指名を行いたいと思います。

浦添市教育委員会ではこれまで輪番制をとっておりますので、私から推薦させていただきたいのですがよ

ろしいでしょうか。

(は い)

○教育長 (嵩元 盛兼)

ありがとうございます。それでは平成30年4月1日からの教育長職務代理者として池田博暁委員を指名したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 (嵩元 盛兼)

御承認ありがとうございます。それでは早速池田委員から就任に当たって御挨拶をお願いいたします。

○教育委員 (池田 博暁)

ただいま、嵩元教育長より御指名いただきましたので、教育長職務代理者の職を引き受けさせていただきます。

それに当たって、ちょっとだけお話をさせていただきます。4年目を迎えますが、その間に微力ながらも何とか務めることができたのも、ひとえに事務局職員の皆様方の御指導、御支援、配慮の賜物と深く感謝しております。3年の間には、大きな議案等がありました。まず新教育長制度への移行、総合教育会議の開催や教育大綱の制定、幼稚園から認定こども園への移行、公立幼稚園から一部公私連携認定こども園への移行、それから当山小学校の過大規模解消に向けての諮問答申に伴う具体的な取り組み、2学期制から3学期制への移行、指導部の2課制から1課制への移行、今回また2課制に移行するようですけれども、文化部の廃止に伴う教育委員会内の組織再編、3年の間に毎年、教職員の不祥事などがありました。これらの案件や事件は、市民や保護者、児童生徒、教師の皆様の関心も高く、直接、間接に影響を与える事柄でもありました。それだけに、月1回の定例会や必要に応じた臨時会、会議資料の3日前配布などでは、分厚くて難しい資料を十分に理解することができず、正直なところ能力の限界を感じているところでございます。また、世間では、教育委員はちゃんと仕事をしているのかとか、教育長や事務局の提案したものを追認しているだけで、実質的な意思決定は行っていないのではないか、地域住民のニーズを施策に反映したり、教育の振興や活性化について最終的責任を負うという自覚が足りていないのではないかなどの指摘もあります。今さらながら、任期を重ねるごとに、ますます教育委員としての職責の重大さを深く認識するとともに、結果責任において、考えれば考えるほど怖さを感じるきょうこのごろでございます。そういう意味で、今、浦添市の教育は間違いなく大きな曲がり角にあると思います。今が大事なときだということです。時代の要請や本市の目指すべき方向性をしっかりと見きわめ、強固な組織や理念を固め、大胆なビジョンを構築するときではないでしょうか。小手先の手直しや目先の効率化ではなく、大胆で抜本的な改革が必要ではないかと思っております。

教育委員はレイマン、つまり素人です。何といっても事務局職員の皆様方の適切な情報提供や丁寧な資料説明が一番の支えです。また教育委員会議の持ち方や開催日の日時、事前学習会等の配慮も必要です。

教育長職務代理者は、事務局のトップとして実際に事務全般を見なくてはなりません。非常勤である私が毎日事務局の事務を指揮監督することは現実的に難しいと思います。大切な教育行政を一日たりとも停滞させることは許されませんので、具体的な事務の執行の部分については、教育部長に専決権限を付与いたしますので、よろしくお願いいたします。今後とも、事務局職員の皆様方のますますの御指導と御支援、御配慮のほうをよろしくお願いいたします。

○教育長（嵩元 盛兼）

池田委員ありがとうございました。池田委員の申し出にありましたように、具体的な事務の執行の部分については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項に基づき、その職務を教育部長に委任することとします。

本日の議事は以上です。それでは、平成29年度第7回教育委員会臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

浦添市教育委員会会議規則第16条第3項の規定により署名する。

浦添市教育委員会

会議録署名人 池田博暁

会議録署名人 池間生子